兵庫トヨタ自動車健康保険組合の被保険者の皆様へ

【マイナ保険証】マイナンバーカードの健康保険証利用登録状況をご確認ください

日頃より当健康保険組合の事業運営にご理解とご協力を頂きありがとうございます。

令和6年12月2日以降、従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。健康保険証の有効期限は、令和6年12月2日時点から最長1年間です。

マイナ保険証へのスムーズな切替えを行っていただく上で、事前準備に役立つ内容をご案内しますのでご一読ください。

※「マイナ保険証に関するリーフレット」　URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001563399.pdf>

◼　マイナ保険証のメリットについて

「マイナ保険証」とは、健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードのことです。過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられるなどマイナ保険証には下記のようなメリットがあります。

・ データに基づくより良い医療が受けられる（本人同意のもと、過去の診療情報・薬剤情報等が医師・薬剤師に共有）

・ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要（手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除）

・ 救急現場でも役に立つ

・ マイナポータルで確定申告時に医療費控除等が簡単にできる

＜お手元の健康保険証をご利用中の方へ＞

今一度、マイナンバーカードがお手元にあるか、ご確認ください。お手元にない場合は、再発行の手続きが必要となります。お手数ですが「マイナンバー総合フリーダイヤル」へお問い合わせください。お手元にある方はぜひ、マイナ保険証の利用登録状況のご確認をお願いします。

◼　マイナ保険証の利用登録状況の確認方法・利用登録方法について

マイナンバーカードが健康保険証の利用登録がされているかは、マイナポータルにてご確認いただけます。マイナポータルへログインいただき、トップページ「証明書」の「健康保険証」を押下いただくと、利用登録状況が表示されます。

未登録の場合は画面下部に「登録」ボタンが表示され、その場で利用登録をすることが可能です。

※ マイナ保険証の利用登録は、マイナポータルに加え、セブン銀行ATMでも簡単かつ事前に行えます。

医療機関・薬局の窓口にある顔認証付きカードリーダーにてその場で利用登録をすることも可能です。

詳細はこちらをご参照ください。

URL：<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html>

◼　お手元の健康保険証の有効期限が切れた後について

皆様のお手元の健康保険証の有効期限は令和6年12月2日時点から、最長1年間です。

令和7年12月2日以降、医療機関・薬局の窓口では、マイナ保険証をお持ちの方は「マイナ保険証」を、マイナ保険証をお持ちでない方などは「資格確認書」をご利用いただくこととなります。

交付対象の方など、資格確認書の詳細についてはこちらをご参照ください。

URL：<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_45470.html>

◼　マイナンバーカードの電子証明書などについて

＜電子証明書とは＞

「ログインした者が、利用者本人であること」を証明するものであり、健康保険証利用時や、インターネットサイト等にログインをする際に利用します。

＜有効期限について＞

電子証明書の有効期限は、マイナンバーカードの券面やマイナポータルでご確認いただけます。

年齢問わず、マイナンバーカードの発行日から5回目の誕生日までが有効期限です。

※　マイナンバーカードそのものの有効期限は、発行日から10回目の誕生日（未成年者は5回目）までです。

マイナンバーカードの更新には、交付時に来庁が必要です。

事前申請をして交付時に来庁されると、その場で新しいマイナンバーカードと交換ができます。

＜更新手続について＞

電子証明書の有効期限の2～3か月前を目途に有効期限通知書が届きますので、速やかに更新手続をお願いします。

なお、通知が来ていなくても有効期限の3か月前から更新手続は可能です。更新手続は、マイナンバーカードと有効期限通知書を住民票のある市区町村窓口へお持ちいただき、窓口でお持ちのマイナンバーカードに新しい電子証明書を書き込むことで、完了となります。詳細は、以下URLに掲載しているリーフレットをご覧ください。

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001505560.pdf>

＜有効期限が切れた場合＞

電子証明書の有効期限内に更新手続ができなかった場合は、再発行の手続が必要となります。

※ 電子証明書は即日再発行できます。

※ 有効期限満了日が属する月の末日から3か月間はマイナ保険証としてご利用可能です。

ただし、保険資格情報の共有のみで、診療情報・薬剤情報等を提供することはできません。

速やかに住民票のある市区町村窓口にて電子証明書の再発行の手続をしてください。

──────────────────────────────────

■■お問い合わせ先■■

＜兵庫トヨタ自動車健康保険組合＞

［TEL］078-252-2806（日祝を除く月～土：9：20-18:00）

＜マイナンバー総合フリーダイヤル＞

［TEL］0120-95-0178（通話無料）（平日：9:30-20:00、 土日祝：9:30-17:30 ※マイナンバーカード及び電子証明書を搭載した スマートフォンの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。）

──────────────────────────────────